

中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の概要

令和 5 年 9 月

東京二十三区清掃一部事務組合

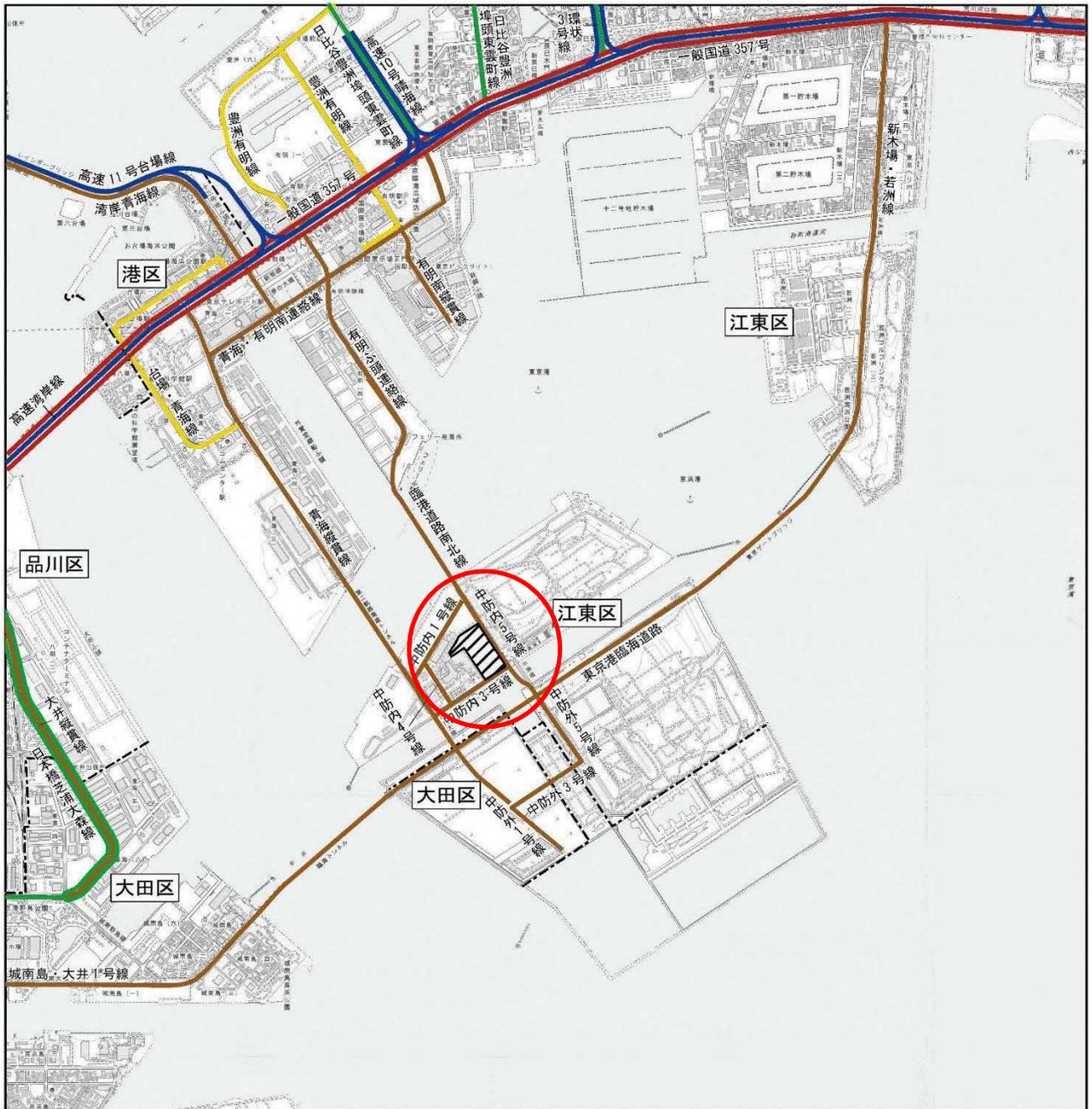
- 1 件 名 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事
- 2 目 的 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業は、「一般廃棄物処理基本計画（令和4年2月一部変更）」に基づき、周辺地域の環境対策や選別精度の向上による最終処分量の削減を図るため、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの建築物・プラント設備等を解体・撤去し、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を建設する。
- 3 基本方針及び基本コンセプト
- (1) 基本方針
- ① 効率的で安定したごみ処理
年間を通して常に安定したごみ処理能力を確保した施設とし、安全で効率的な中間処理を図っていく。
- ② 最終処分量の削減
ごみ処理過程での選別精度を向上させ、資源や不燃ごみ・粗大ごみ処理残さの可燃分を可能な限り回収することで最終処分量の削減を図る。
- ③ 環境保全への配慮
周辺環境に配慮し、作業エリアと設備をすべて屋内にすることで周辺への環境負荷を極力抑える。
- (2) 基本コンセプト
「周辺環境に配慮し、循環型社会の形成に貢献する施設」
- 4 工事場所 東京都江東区海の森二丁目4番79号
- 5 敷地面積 約85,700㎡
- 6 契約の相手方 極東開発・東急・岩田地崎特定建設工事共同企業体
- 7 契約金額 45,243,000,000円
(うち消費税及び地方消費税の額4,113,000,000円)
- 8 工期 令和5年9月27日から令和10年1月31日

整備事業工程

事業年度	平成30年度	～	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
環境影響評価手続											
解体・建設工事											

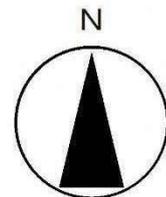
※令和10年度は第二期工事として建屋の工事を実施する。

9 設計基本条件	<p>(1) 処理能力 420 トン/6 時間 (210 トン/6 時間×2 系統)</p> <p>(2) 施設運営条件 施設は、原則 1 日 6 時間運転とする。ただし、搬入量が多い時期は最大で 840 トン/12 時間 (420 トン/12 時間×2 系統)、1 系統停止時は最大で 420 トン/12 時間とする。</p> <p>(3) 処理対象ごみ 東京 23 区から発生する不燃ごみ、粗大ごみ及び東京都内で発生する中小企業者等の産業廃棄物 (紙くず、木くず、繊維くず) 等とする。</p>
10 解体計画	<p>既存建築物 (受入貯留ヤード棟、第一プラント選別棟、付属施設) を解体撤去する。ただし、建設工事及び新施設稼働時に支障がある地上及び地下構造物等については、解体対象とする。</p>
11 建築計画	<p>建築本体の主要な施設は、受入貯留ヤード棟、破碎処理棟、選別処理棟及び付属施設とする。</p> <p>(1) 受入貯留ヤード棟 不燃ごみ及び粗大ごみを搬入・貯留する受入貯留ヤードを設置する。</p> <p>(2) 破碎処理棟 破碎設備等を設置する。</p> <p>(3) 選別処理棟 管理用諸室、集じん・脱臭設備、貯留・搬出設備、汚水処理設備等を設置する。</p> <p>(4) 付属施設 計量棟等を設置する。</p>
12 プラント計画	<p>(1) 受入供給設備 計量機、受入供給コンベヤ等を設置する。</p> <p>(2) 破碎設備 不燃ごみ及び粗大ごみの破碎処理を行う破碎機を設置する。 また、畳、ベッドマット、木材、皮革類の処理に適した処理機を設置する。</p> <p>(3) 選別設備 磁選機、アルミ選別機、ふるい選別機等を設置する。</p> <p>(4) 集じん・脱臭設備 施設で発生する粉じんを除去し、良好な作業環境及び周辺環境を維持できる設備を設置する。</p> <p>(5) 汚水処理設備 プラント排水等は、汚水処理設備において、下水排除基準に適合するように処理する。</p>



凡例

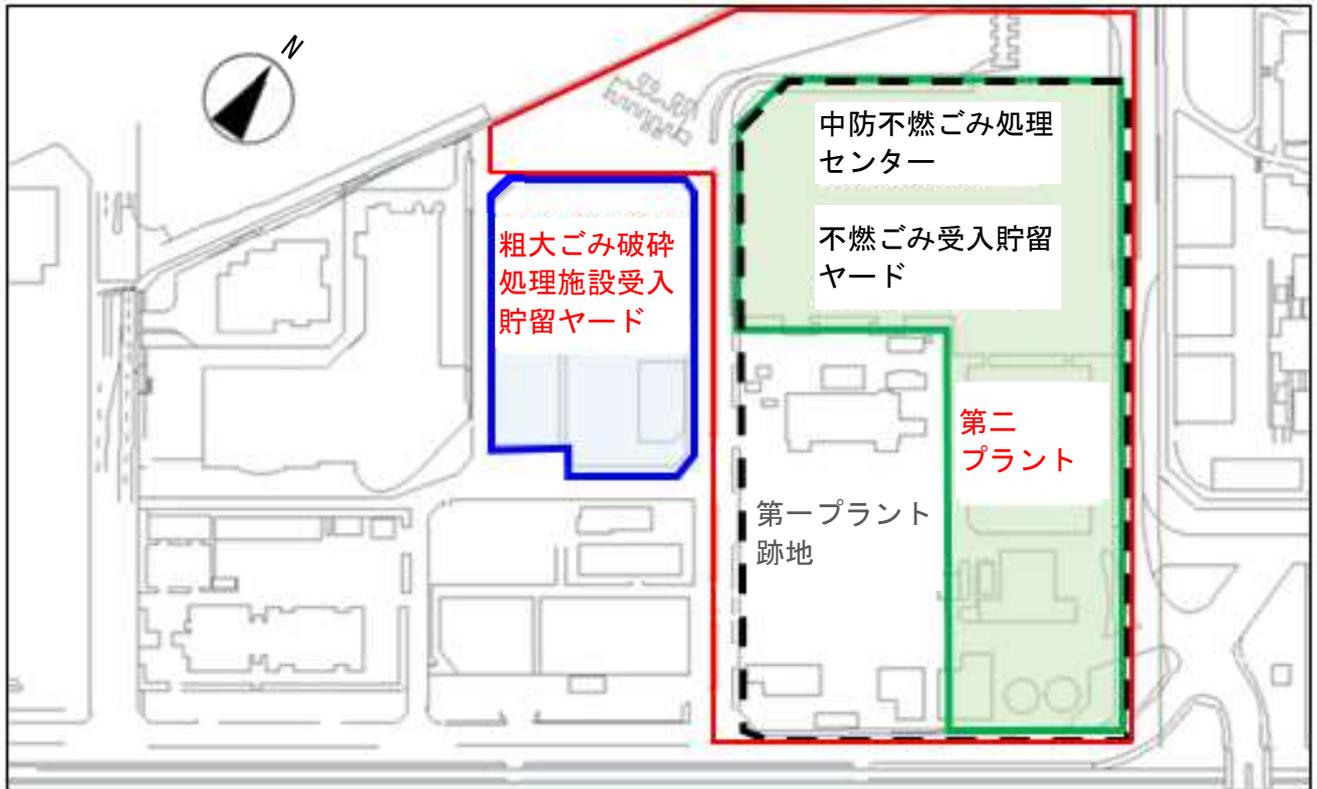
- | | | | |
|---|-------|---|----------|
|  | : 計画地 |  | : 都市高速道路 |
|  | : 区界 |  | : 一般国道 |
| | |  | : 主要地方道 |
| | |  | : 都道 |
| | |  | : 主な臨港道路 |



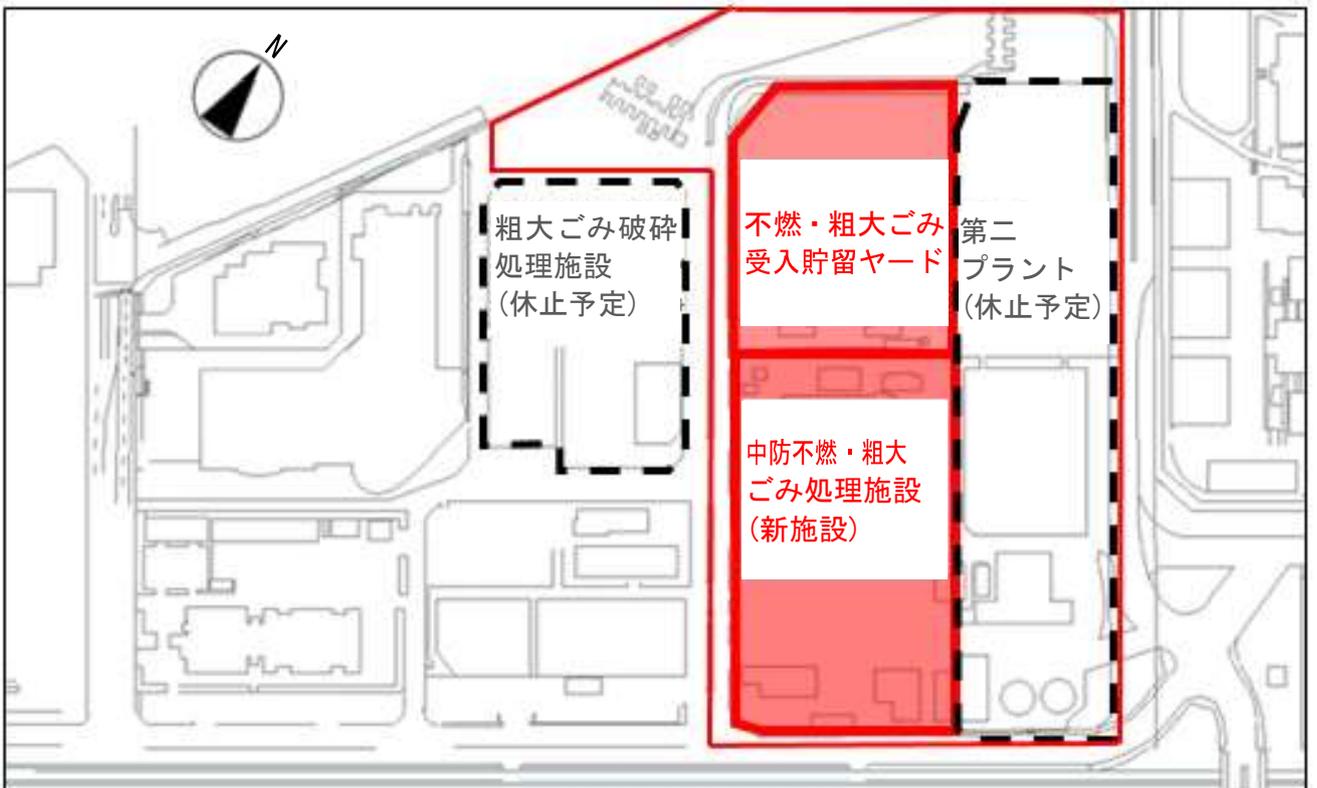
1:50,000



周辺状況図 (参考)



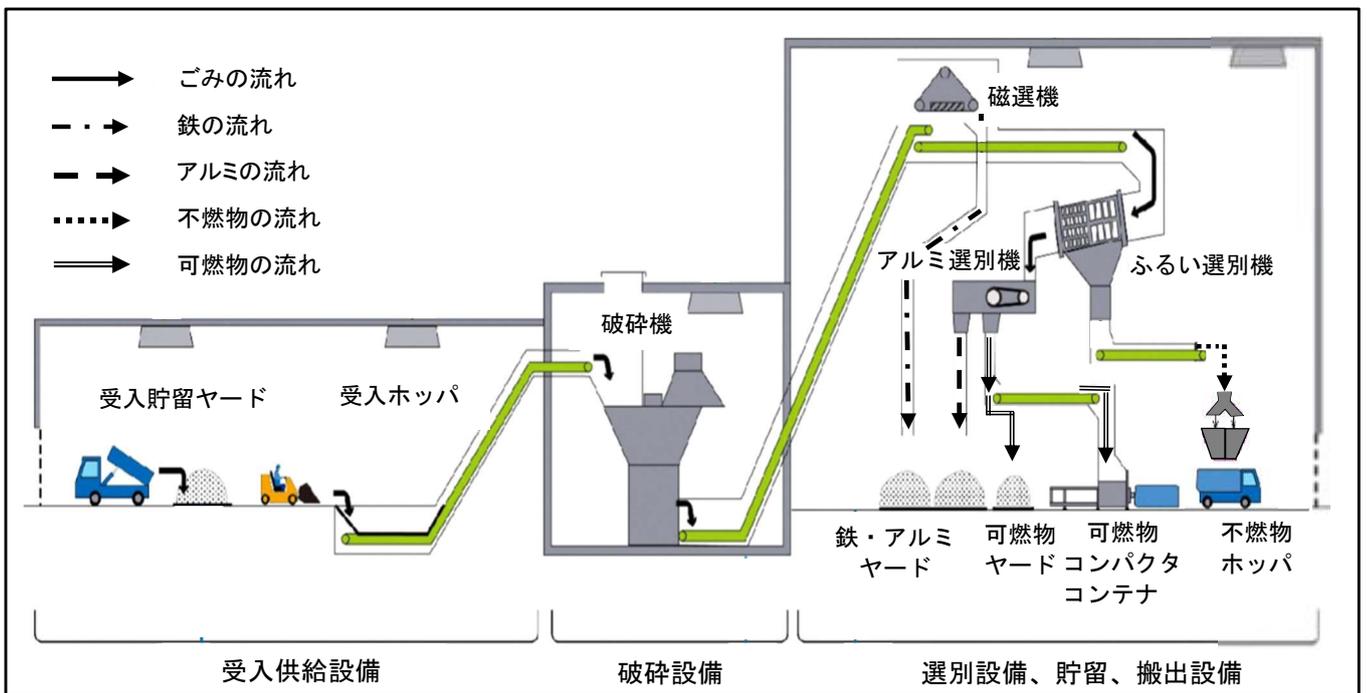
現況図



計画敷地図 (参考)



外観イメージ図



プラント設備全体フロー（参考）